

令和4年度「洲本市子育て世帯育児支援金」 (市独自制度)のご案内

子育ての経済的負担軽減と、物価高騰等に直面し経済的な影響を受けている子育て世帯の家計を支援するため、中学3年生までの児童1人につき10万円を支給します。

支給対象者

下記の①,②のいずれかに該当する方

①平成19年4月2日から令和4年8月31日までに出生した児童を養育している父母等で、令和4年10月1日現在、洲本市に住民票のある方。

②令和4年9月1日から令和5年3月31日までに出生した児童を養育している父母等で、児童出生日時点から申請時点まで引き続き洲本市に住民票のある方。

支給額 児童1人につき **10万円**

申請不要で支援金を受け取れる方

・洲本市から令和4年9月分（令和4年10月15日支払分）の児童手当の支給を受けた方。

支給時期・支給方法

・対象の方には、令和4年12月上旬に、児童手当を受給している口座に振り込み予定です。

申請が必要な方

次に記載する方は**申請が原則必要**です。

- ・所属庁から児童手当を受給している**公務員**。
- ・**所得上限限度額以上**の所得があるため、令和4年9月分の児童手当が支給されなかった方。
- ・令和4年9月から令和5年3月末までに出生した児童手当支給対象児童（**新生児**）を養育している父母等。
- ・支給対象者に該当する方で、令和4年9月分の児童手当の支給を受けなかった方。

申請方法・支給方法等

- ・申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに洲本市の窓口へ直接、または郵送でご提出ください。

※申請書は、ホームページよりダウンロードしていただくか、子ども子育て課窓口にてお受け取りください。

※申請者は父母等のうち所得の高い方です。

- ・必要書類
 - ◎申請者の本人確認書類（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード、パスポート等の写し）
 - ◎振込先金融機関口座確認書類（通帳又はキャッシュカードの写し）
 - ◎児童と別居している方や、公務員の方等、世帯の状況によって追加で必要な書類があります。
- ・提出された申請内容を確認して、審査結果を通知します。支援金の支給要件に該当する方には、申請書に記載した口座や別途届出済みの口座に振り込みます。

- ・申請期限：**令和5年3月31日（金）**

本支援金は一時所得として所得税の課税の対象となりますが、他の一時所得と合算して50万円（特別控除額）を超えない場合は、申告の必要はありません。

お問い合わせ



洲本市役所 健康福祉部 子ども子育て課

0799-22-1333 受付時間 8:30~17:15 (平日のみ)

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに洲本市から問い合わせを行うことがありますが、ATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに洲本市の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。